

富秋中学校区等まちづくり検討会議 規約

(名称)

第1条 この会議は、富秋中学校区等まちづくり検討会議（以下「検討会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討会議は、富秋中学校区等において、地域住民が行政をはじめとした関係機関との意見交換・連携等を図りながら、公民協働により、今後のまちづくりの道しるべとなる富秋中学校区等まちづくり構想案（以下「構想案」という。）の策定をはじめ、将来にわたって住み続けたい魅力あるまちづくりを推進するための活動を行うことを目的とする。

(活動内容)

第3条 検討会議の活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 構想案の策定及び和泉市への提案に関すること。
- (2) 構想案の策定後のまちづくりに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、目的を達成するために検討会議が必要と認める事項

(対象区域)

第4条 検討会議の活動の対象区域（以下「対象区域」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 富秋中学校区
- (2) 別表の施設が立地している区域

(委員)

第5条 検討会議は、対象区域に在住する者等の代表者として、次に掲げる者(以下「委員」という。)により構成する。

- (1) 対象区域の校区会長又は校区会長から推薦された町会・自治会役員
- (2) PTA その他児童・生徒の保護者
- (3) 対象区域内で公共的・公益的な活動を行う者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が認めた者

(役員)

第6条 検討会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 幹事 数名
 - (4) 事務局長 1名
- 2 会長は、委員の互選により選任する。
 - 3 副会長、幹事及び事務局長は、会長が指名し、委員の同意を得て選任する。
 - 4 会長は、検討会議を代表し、会務を総理する。
 - 5 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代行する。
 - 6 幹事は、会長の求めに応じて特定の検討事項に関して審議・執行するものとする。
 - 7 事務局長は、検討会議の事務を行う。
 - 8 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないものとし、後任者が選任されるま

での間は前任者が引き続きその職務を行うものとする。

(検討会議の運営)

第7条 検討会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要に応じ、検討会議に委員以外の者を出席させることができる。

3 会長は、必要に応じ、役員による役員会を招集することができる。

(意見集約)

第8条 検討会議は、ワークショップやアンケートの実施等により、地域住民等の意見の集約に努めるものとする。

(専門部会)

第9条 検討会議は、特定の検討事項に関する必要な協議を行うため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の部会長は、役員の中から会長が指名し、専門部会の同意を得て選任する。

3 専門部会は、次に掲げる者（以下「専門委員」という。）により構成する。

(1)委員の中から選出された者

(2)地域住民又は市内公募による応募者の中から部会長が選任する者

4 部会長は、必要に応じ、専門委員以外の者を専門部会に出席させることができる。

5 部会長は、会議の進行を妨害するなどの行為があった場合、会議の秩序を乱す者に対し必要と認めるときは、退場を命ずることができる。

(会長への委任)

第10条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成30年2月10日から施行する。

別表（第4条関係）

施設類型・施設名
消防署北分署
幸小学校
池上小学校
富秋中学校
池上住宅
丸笠団地
伯太団地
和泉第一団地
幸第二団地
王子第一団地
王子第二団地
旭第一団地
幸団地
旭第二団地
永尾団地
山手団地
にじのとしょかん
池上曾根弥生情報館
市民文化ホール
青少年センター
人権文化センター
王子町分館
幸分館
北部総合福祉会館
池上老人集会所
小栗の湯
旧老人デイサービスセンター
和泉診療所
信太山駅前自転車等駐車場